

第4回板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

開会日時 平成22年 5月 11日(火) 午後 3時00分
閉会日時 午後 4時54分
開会場所 区役所11階 第二委員会室

出席者

会 長	渡 部 邦 雄	委 員	角 田 元 良
副 会 長	坂 東 文 昭	委 員	大 原 雅 榮
委 員	大 田 ひろし	委 員	天 野 久
委 員	小 林 公 彦	委 員	おなだか 勝
委 員	竹 内 愛	委 員	平 塚 幸 雄
委 員	細 井 昭 夫	委 員	岡 本 進
委 員	宮 浦 晃 一	委 員	植 田 康 嗣
委 員	安 井 賢 光	委 員	北 川 容 子

出席事務局職員

事務局次長	茂 木 良 一	庶務課長	矢 嶋 吉 雄
学務課長	林 栄 喜	指導室長	中 川 修 一
新しい学校づくり担当課長	浅 賀 俊 之		
政策経営部長	橋 本 正 彦	政策企画課長	堺 由 隆

午後 3時00分 開会

会 長 皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。時間になりましたので、第4回の審議会を開催いたします。

本日は、15名の委員の方に出席いただいておりますので、審議会は成立いたしました。角田委員からは、遅れて出席するとの連絡が入っています。

はじめに、区の人事異動により事務局に変更がありましたのでお知らせします。前任の猪俣課長から浅賀 俊之新しい学校づくり担当課長に代わりました。

新しい学校づくり担当課長 浅賀でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 それから、渡邊政策経営部参事から堺 由隆政策企画課長に代わっております。

政策企画課長 堺でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします

会 長 どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず第3回の審議会の会議録につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

新しい学校づくり担当課長 その前に、第3回の審議会の中でご質問を頂戴しておりましたので、そちらの答えを先に述べさせていただきたいと思います。

まず、少人数の学級を実施する場合の経費負担につきましてご質問をいただいております。

文部科学省の資料によりますと、全国の少人数学級の実施状況から非常勤職員で対応を実施しているというところが大変多く見られている状況でございます。

一方、その学校長からは、「非常勤では質に問題がある」というご意見もあるという情報も入っております。また、全ての学年で実施しているのではなくて、限定的に実施しているところが多いというお話もございました。

そこで、2年前から区独自で教員を採用しております品川区の例をご紹介させていただきたいと思います。こちらにつきましては、小学校・中学校合わせて5名ずつの職員の募集をここ2年間行っております。

平成22年度の募集要項を入手しました。そちらに記載されております初任給が月給で24万1,000円。その他、都費の職員と同じ手当で支給がそれぞれ手当されますので、年間で一人当たり、おおよそでございますけれども475万円、丸めると約500万円程度の経費が年間でかかってくると思われま

それから、それに伴って教室の増設がどうなっているのかというお話がございました。これはケースによって異なりますが、区の中で、2つの特別教室をプレハブで増築し、特別教室を通常の学級に改修する例がございます。こちらを参考にしますと、プレハブの5年リースで約6,000万円から7,000万円程度。それに伴う工事が1,500万円から2,000万円程度必要になってくるという状況で

ございます。

次に、資料4「適正な学校・学級規模に関する意識の実態」のデータは、全国のものか、地域を限定して集めたものか、の回答です。出所を調べましたところ、政令指定都市、市町村の小中学校からデータを集めていましたので、地域を限定したものではないということです。

最後に資料5の「他区の学校・学級規模に関する規定・記述」について、各区の学校数・児童数等の情報がないと比較ができないとの質問がございました。

第1回審議会の資料10及び11にその内容を載せていましたので、その写しを机上に置かせていただきましたので、後でご覧ください。

それでは、お手元の資料に沿いまして議事録のご説明をさせていただきたいと思えます。

本日、お配りさせていただきました資料1が審議会の会議録でございます。内容につきましては抜粋させていただきました資料2に用意させていただきました。かいつまんでご説明させていただきたいと思えます。

まず、小学校と中学校は様々な要素が違ふために別々の議論が必要ではないかというお話をいただいております。

それから、学級の体をなさなくなる、いわゆる適正ではなくなる人数はどの程度と考えたらいいのか。ここら辺の意見は大変多く、活発に議論されたところでございます。それぞれの下限につきまして、各委員から色々な数値をお示しいただいております。なお、この数値というものが風評被害をもたらすのではないかというご心配の声も数多くいただいたところでございます。

また、いわゆる過小規模校につきましては、その数字だけをもって統廃合を考えるべきではない。小規模校には小規模なりの良い点もあるのではないかといったご意見も頂戴しております。

それから、単学級はいかなるものかというお話もいただいておりますが、こちらにつきましては、学校としては、それでも十分対応は可能である。ただ、それが子どもにとって良いかどうかは、また色々議論しなくてはならないというお話もいただいております。

単学級が少人数化した場合の色々な課題というものがでてございます。

それから、平成13年の答申についても十分検討が必要である。時代も変わっているということと、その方針にこだわって、議論が進まないのはいかなるものかというお話もいただいております。

それから、財政状況もあるので、そちらの視点も必要であるというご意見も出ております。

次に、どうしても1学級あたりの下限の目安というものは必要であるというご意見が数多く出されてまいりましたけれども、慎重にというご意見と拮抗している状況でございました。

これらを踏まえまして、本日の会議に先立って、小規模校の取り扱いをどうするのかについて小委員会等も含めて色々検討し、またこの審議会で十分に議論が尽く

されるようにお願いしたいというのが第3回の審議会の主な意見でございます。

会 長 前回の審議会の会議録の概要について報告をいただきましたけれども、これについて、何かご質問とか、あるいは訂正等があったらお出しただけたらと思います。それでは、無いようですので、この会議録をご承認いただいたということで、進めます。

第3回の小委員会が行われましたので、その報告を事務局からお願いいたします。

新しい学校づくり担当課長 では、お手元の資料3でございます。こちらにつきましては、4月19日に開催されました小委員会の議事録の内容をご紹介させていただくものでございます。

こちらにつきまして、テーマは「学校・学級規模及び適正配置について」ということでお話し合いをしていただきました。大きく分けて4つの協議がございました。

まず、2（1）です。こちらにつきましては、教育的な観点から区の目指すべき適正な規模について議論する必要があるというご意見を頂戴しております。そして、その議論を進めていく上で、適正規模について審議会の委員の考え方を一致させておく必要があるというご意見でございます。

（2）の論点でございますけれども、こちらにつきましては、数値を単に目安として打ち出すだけではなくて、教育的な理論に裏づけられたものが必要である。そして、その中では「学校・学級規模の下限」という表現につきましては、その下限を超えた場合に廃校というイメージがつきまとしてしまい、良い議論ができないので、その言葉の持つ意味を十分に、審議会委員全員で共通認識をする必要があるというお話をいただいております。

「下限」という言葉は廃校の基準ではないという共通認識は絶対に必要であるというお話をいただいております。

（3）でございます。規模や適正配置の議論に際しましては、「学校選択制検証検討会の中間のまとめ」を報告して、参考とした方が良いでしょう。そうすべきだというご意見をいただいております。

（4）です。適正配置の方法の1つとしては、地域センターなどの管轄エリア、地域のエリアを1つの条件として捉えて、学校の適正な数の検討を行うことも必要ではないかというご提案をいただいております。

そのときに、資料を何らかのものをつくる必要があるのではないかと。それについては次回の小委員会で検討して、審議会からの求めに応じて提出できるような準備が必要ではないかというご意見を頂戴いたしました。

ある委員からは「平成12年の中野区の審議会答申が教育論に踏み込んだもの」というお話をいただきました。望ましい学校の規模というのは、こちらを教育指導の面、教職員の研究・研修活動の面、そして学校運営の面から考えるというお話をいただいております。また、最小学校規模を、学習指導要領に取り上げられている教育活動の面を根拠として検討していったということでございます。

こうしたことを参考に、本日の審議会では、教育的な観点から、まず適正な規模について審議していただくことが望ましいという意見に異論はなかったと思います。

事務局からは、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。事務局から、資料3ということで、第3回小委員会の概要についてご報告をいただきました。坂東小委員会委員長から何か追加することがございましたら。

小委員会委員長 特に追加することはございません。前回のこの審議会の論議を、もう一度おさらい、整理をしながら、今日の審議会で何を協議していただくかといったあたりを話し合ったわけでございますけれども、最終的には、13年答申から、またそれ以降、適正規模について教育的な側面からの論議が十分尽くされていなかったのではないかと。

 したがって、今日はもう一度、その辺のところを純粹に皆さん方で話し合っていていただいて、その適正規模について共通認識することを今日は1つの大きな課題にしようといったところが協議されたように思います。

 以上でございます。

会 長 ありがとうございます。小委員会からは、先ず、教育的な側面に一層踏み込んで、学校・学級の適正な規模を論議していったらよいのではないかと方向性が示されました。本日は、この件から意見交換をしたいと思います。

 では、用意していただいた資料を事務局から説明していただき、その後、ご意見を伺います。

委 員 最初に確認しておきたいのですが、各委員の任期等もあるので、区では、適正配置の答申は、何時ごろを目途として考えているのかのところを確認しておきたい。

新しい学校づくり担当課長 今回の審議につきましては、目標として、年度末に答申ということを当初は考えておりましたが、十分に議論を尽くしていただいて良い結果に導きたいと思っておりますので、審議会の中でご検討いただければと考えてございます。

 議会選出の各委員の皆様につきましては任期等がございますけれども、そちらは議員さんという立場で継続して良いご意見が頂戴できればと考えているところでございます。

委 員 そうしますと、あと1年である程度の答申を出すとか、そういうのは、まだ今のところではないと。

新しい学校づくり担当課長 当初、明確に期限を切ってこの審議会が立ち上げられているという状況ではございませんでした。ただ、一通りの目安というものは第1回の審議会の際にお示しさせていただいておりまして、平成22年度末に答申を出したいというスケジュールを組んでいます。

 そこも1つの目安だと思いますけれども、現時点までの進行状況を見ますと、更

に議論が必要と思われる背景もございます。十分な議論をしていただいた上で答申をいただきたく、答申時期につきましてもこの審議会の中でご議論いただければと考えています。

会 長 この点につきましては、大きな流れということで、委員からもご発言があったとおりでございます。出口がどうなるのかということです。

これについては、私個人的ではありますが、時間をかけて慎重な審議をして、将来を見据えた審議が行われてないといけないのではないかと、余り拙速になってもいけないかなという気を持っておりますが、皆さん方はいかがでしょうか。

それでは、事務局から話のあったような趣旨で進めていくということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。先に進んでよろしゅうございましょうか。
それでは、資料のご説明をいただけますでしょうか。

新しい学校づくり担当課長 それでは、資料4「平成22年度東京都教職員の配当表」でございます。

まず、小学校のページをご覧くださいませでしょうか。小学校は学級担任でございますので、教諭の欄が非常にすっきりしております。学級数が基本となっております。学級数が5学級と6学級のところ、それから16学級から17学級に変わるところで配当の人数の変化が見てとれます。

この配当表を基に、配置の例をお示しさせていただきましたが、あくまでも参考でございます。各学校の判断によって、どの教科の教員を充てるかは変わってまいります。

次に、裏面の中学校の状況をご覧くださいませと思います。

中学校の教員につきましては、教科により1週間当たりで受け持つ授業数が異なっております。配当表だけではイメージがつかみづらいと思いますので、下の参考を用意させていただいております。

単純に、1週間当たりで受け持つ授業数の多い教科から割り振ったという状況でございます。この表から、5学級までは教科に欠員が生じてしまう状況が見て取れるところでございます。

また教員の授業力を上げるためには、同一教科に複数の教員がいてお互いに切磋琢磨する環境が必要となってまいりますけれども、主要5教科でそれを実現する場合には9学級以上の構成が必要になってくる状況が見えてまいります。特に中学校の場合は学校の適正規模を教員配置の面から見ることも必要になってくる状況もございます。

説明につきましては、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。何か、分かりにくいことがありましたら。

委 員 中学校の場合で、2学級の場合には教員が5名ですよね。そうすると、少なくとも教科数でいくと5名では対応できないでしょう。その場合には、この教科の部分については、だれが補填するのですか。

指導室長 その場合は非常勤講師がおりまして、時間数だけその学校に行って指導に当たるという態勢を取ります。

会 長 ほかに、もし分からないことがありましたら、どうぞ。なければ、資料5に進んでよろしゅうございましょうか。

学務課長 では、資料5「学校選択制検証検討会のまとめ（中間）概要」を説明させていただきたいと思います。

第1に、経緯です。本区では今年度で7回目の学校選択制を実施しました。この間、様々な賛否両論の意見をいただきまして、見直しを検討した自治体もあるところでございます。板橋におきましても、様々な課題を検討して、より望ましい就学制度を実施するということで検証検討会を設置して方向性を示していくというものでございます。

第2に、板橋区の現状ということで平成21年度の新1年生の状況でございますが、大きく2点を挙げてございます。

1点目は、地元の学区域と隣接の学区域を選択した児童生徒が、小学校では97%、中学校では96.9%を占めているところでございました。

また、2点目といたしましては、選択制を利用して学区域外の学校に入学した児童生徒が、小学校で22.5%、中学校では27.7%いましたが、その中で、小学校では87.5%の方、また中学校では88.8%の方が隣の学区域を選択したということが特徴として表れているということでございました。

第3に、検討会で論議いたしました就学制度を挙げていただきました。

6つございまして、1つ目は区内を完全に1つのブロックとするということで、学区域制も撤廃して自由選択制にしたらどうか。

2つ目は現行の板橋の制度でございますが、学区域を残した上で、区内の全校の希望する学校に就学するという自由選択制でございます。

3つ目は区内をブロックに分けましてブロック内で希望する学校を選択していただくというブロック選択制。

4つ目は学区域を残した上で、隣接する学区域内の希望する学校に就学するのを認めるという隣接区域選択制。

5つ目は、学区域を残した上で、特定の学校においては学区域に関係なく就学を認めるという特認校制。

6つ目として従来の学区域制ということを検討させていただきました。

第4は検討会で上げられた課題とそれに対する考え方でございまして、大きく4つに絞って論議したわけでございます。

1つ目は通学の安全性についてです。選択制を利用したということで、むしろ通学距離が短くなり、登下校の安全の確保が保たれるという考えの方がアンケートを通じて多くございました。特に小学校1年生ということで、学区域と隣接学区域以外からの通学者は各学校とも若干名しかおりません。

通学距離・安全性を考慮するという事で、遠距離通学者は多くないのが実態ということが判明いたしました。これは学区域の真ん中に学校がないというエリアのゆがみに対しまして、選択制は、通学区域の保護者の「近い学校にいきたい」という要望を調整してきた面があるということの表れかと思ってございます。そのようなメリットには目を向けていきたいと考えてございます。

次に、2点目の地域との関係が希薄になっているのではないかという観点では、検討会では、地域の子どもは地域で育てることが原点である、また、特に義務教育では地域の人たちとの触れあいが大切であるという指摘がなされました。板橋区のほとんどの子どもは学区域と隣の学区域からの通学者で占められているところも現状でございますので、地域との関係が崩れているとは言いがたいとの意見もございます。

裏面にまいます、地域の行事に参加しない子も多く、地域への意識が変化しているという現状が見て取れると考えてございます。

3点目としましては、適正規模の維持に支障はないかということでございまして、選択制によりまして適正規模が維持できなくなったという意見がございましたが、従来から指定校変更制度というのがございまして、平成16年度の選択制導入時には、本区全体で入る学校を変更したという方の割合が前年度より5ポイントほど上昇したという経緯がございました。それ以降は、ほぼ横ばいの状態が続いてございまして、学区域外の学校に通学するお子さまが飛躍的に増加したというわけではないと言えることではないかと考えてございます。

ただし、選択制によりまして通学区域内の子どもが他校を希望したことによって小規模化に拍車がかかるという学校も存在いたしました。今後、学校が密集する地域によっては、選択制にかかわらず、小規模校の出現は避けられないと認識しているところでございます。

最後に、4点目といたしまして、正確性を欠く情報で選択されてしまう例があるのではないかという観点でございます。アンケート結果によりますと、小学校では学校を選ぶときの参考として「学校公開」が高いわけでございますけれども、「友人・地域の人の情報」というのも高い率でございます。

一方、中学校になりますと「学校公開」が12.7%ということで、かなり下がっているわけでございますが、「友人・知人の情報」が30%ということで高い率を示しているところでは、子どもは、今後、学校公開あるいは学校案内冊子、ホームページ等でしっかりした情報発信や、またPRに力を入れていくべきであるという認識に立ったものでございます。

最後に、検証検討会の検討結果でございまして、まず、選択制を廃止するかどうかの影響を考えました。仮に選択制を廃止したとしても、何らかの特別な事情で指定校変更ができる制度は残るわけでございます。選択制を見直したといたし

ましても、学区域を超えて通学するケースは、ある程度見込まれます。また、平成16年に学区域制から選択制を導入した大きな理由の1つであります指定校変更の不平等、ここでは先着順による受け付け等の問題がございますけれども、これらの問題がまた再び起こるということも、言えるものと考えてございます。したがって、選択制を廃止することはなかなか難しかろうという見解に至ったものでございます。

(2)として結論でまとめましたけれども、3点の方向性を示させていただきました。本区の就学制度は、学区域を残した上での選択制ということで、原則は、学区域の子は学区域の学校に通うことをこれからも堅持していきたいと考えてございます。

また、選択制につきましては保護者からも一定の支持・理解を得てございます。アンケートで「続けてほしくない」という方の割合は、小学校で7.9%、中学校では8.1%、いずれも10%以下でございます。学区域を簡単に変更できないということでございますので、本制度は存続させるべきであるとの認識でございます。

2点目といたしまして小学生の遠距離通学でございますけれども、安全性や通学距離の問題から徒歩を原則とし、通学区域は学区域と隣接学区域の中で選択していただくことが望ましいという結論に至りました。

中学生につきましては、当面、特色のある教育あるいはクラブ活動の充実などを考慮した上で、また、小学生と比べますと徒歩通学を原則とする必要性も低いと考えられることから、現行の制度を引き続き維持してまいりたいと考えてございます。

最後の3点目には、この選択制存続に当たりましては、本審議会で検討経過が出て、具体的な適正配置等の方策の検討が済むまでは小規模校の統廃合は行われなことを改めて保護者の方に周知することを行いまして、当座の不安を解消していきたいと考えているところでございます。

今後、パブリックコメント等を求めまして、また議会にもこの結果をお示しいたしましてご意見等を頂戴しながら、来月ぐらいまでには最終のまとめということで、最終的には平成24年度入学の児童生徒に適用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。学校の適正規模の問題と大分密接にかかわる配置が出てきます。その際に、学校の選択制が無縁ではなかろうということでお話が出たわけでございます。検討会の中間報告の内容のご説明を賜りました。

これから、論点をはっきりさせるために、まず教育的な観点を中心に小学校の学校や学級の適正な規模について論議をしていきたいと思っております。しかし、規模というものと適正配置というのは非常に関連性が深いものでございますので、切り離してやることはできないだろうという意見が前回の会議でも出ました。

話の流れによって配置に関する意見が出てきても構いませんので、今の資料等のご質問も含めて、ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。

委 員 1点、今の資料5のところで確認をしたいのですが、指定校変更という制度については、例えば条件や内容の要件を緩和することは、区独自ではできないと考えてよろしいのでしょうか。

学 務 課 長 指定校変更の要件につきましては、文部科学省から「いじめへの対応、通学の利便性、部活動等」が示されていますが、その他の事由については、地域や学校の実情に応じて各市区町村の教育委員会で決定するということでございます。

委 員 もう1点。つまり、今までも近隣の学校に通いたいという場合には、通学時間が短くなることが確認できれば認められていたということと、それから、先着順が問題になっていたということですが、それを、例えば抽選にするということとはできないのかどうか。

学 務 課 長 委員がおっしゃる、例えば、近くということは、そのような理由の方は平成16年以前もお認めしていた経緯がございます。

先着順といいますのは学校のキャパシティがございますので、そのキャパシティを超えて受け入れを認めるわけではございません。学校選択制では、一定の学校のキャパシティを超えた場合には抽選制を導入して、公開抽選でもって入学者を決定するものでございます。

一方、指定校変更は、保護者の申し立てにより教育委員会がその理由を相当と認めるときに行うものですので、抽選に馴染むものではありません。したがって、相当と認められる方は先着順で受け入れざるを得ないため、学校のキャパシティによる不平等が問題となったものです。

委 員 学校選択制という新しい制度がなければ抽選にすることはできないのかどうか。

学 務 課 長 学校選択制とは、区教育委員会が就学校を指定するに際して、予め保護者の意見を聴取する場合をいうもので、受け入れ可能数を超えた場合の対応、板橋区の場合では抽選を行なうということを周知しておかなければなりません。学校選択制が無ければ、抽選はできないと考えます。

会 長 適正規模について、今日は改めてまた論議してまいりたいと思っておりますので、どうぞ、ご意見を出していただけたらと思います。

委 員 選択制や指定校変更によって小規模になってしまう場合と、小規模にならずにすむ場合もあることを知っておく必要があると思います。地域の子どもの数は少ないが、選択制があるために小規模にならずにすんでいる学校は何校あるのか。そういう資料は出るのでしょうか。

学 務 課 長 その学区域の住民基本台帳上の人数は出てまいりますので、そちらの資料を、次

回にでも作成していきたいと思います。

平成21年度ベースの数字で申し上げますと、小学校53校中7校が住民基本台帳上の新1年生の人数が40人以下となっている状況でございます。

委員　そうしますと、この7校は、逆に選択制があることによって小規模校を免れているというわけですか。そういうふうに捉えてよろしいですか。

学務課長　他の地域から選択希望者が多くて、適正規模を維持している場合もございますし、そうでない場合もございます。

委員　それを個別に検証するという感じですね。選択制によって小規模校になったと言えるのかどうか。それは、次のときに資料として。

委員　この報告の中で、要するに、学区域の見直しが非常に難しいという考え方ですけれども、これは、過去においていじっても、なかなか上手くいかなかったという反省点なのか、それとも、今の状況が、そういう意味では、今言うように住民票から捉えていっても難しいというのか、どういうふうに考えて。

会長　学区域との関係ですかね。たまたま、この審議会では適正規模について考えるけれども、当然区域との問題は関連性がございますので、また資料等があれば出していただきたいし、参考のお話が聞ければと思いますけれども。

学務課長　学区域につきましては、長年エリアが固定化しているということで、住民の方についても、「その番地は、ここの学校に行く」というところが、かなり定着しているというところなんです。そこを、やむを得ず違った学校に変更するということでは、かなり多くのお住まいの方から反対のご意見等をいただいていた経緯は、過去にあったところでございます。

また、学校を学区域の真ん中に据え置くという形で、仮に通学区域を見直していった場合につきましては、それ以外の、例えば地域センターのエリアとの整合性ですとか、小学校と中学校間のエリアの整合性といったものも考えて行かなくてはならないというところで、かなり課題が大きいと捉えているところでございます。

委員　これは前にもお話ししたと思うけれども、学区域の地図を見ると、中学校と小学校が重なっていないのです。これは直すべきだと思います。

次長　板橋においては、小学校の学区域と中学校の学区域がイコールになってございません。中学校1校の通学区域に小学校2校の通学区域が含まれるというのが理想的ですが、そうっていないのが事実でございまして、それはこの検討会の中でご検討いただきたいと考えてございます。

実際に今までやってきたのは、新しくマンションができたときに、本来は、最も

近い学校はここだけ、その学校施設が不足する危険性があるときは、まだ住民登録がされておきませんので、最初から学区域をそのところだけ変えまして、近隣の施設に余裕のある学校に通学区域を変更するという手法をとってきたということでございます。

この審議会の中で、例えば、今現在は、逆に町会の中を半分に分けているとか、支部のところを一部分けているというのはありますので、そういう調整もきちんと考えていただければありがたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。ほかの委員からご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

なければ、先程申しましたとおり、適正規模について今日は、またさらに深めていきたいと考えてございます。

前回の審議会で様々なご意見を頂戴いたしました。それらを踏まえながら、また本日、各委員の方から学級及び学校の適正規模についてのご意見を出していただけたらありがたいと思います。

特に教育の観点ということで、教育関係に長くかかわってこられた委員でご発言はございませんでしょうか。

委 員 何を根拠にということになると、多分、「根拠はこれ」というものがあるわけではないのですが、自分の経験を根拠にということや、それから同じ職場で働いてきた人たち、あるいは、そのほか色々な文献等ということになってくるのですけれども、望ましい学級の規模となると、子どもたちが社会性を身につけていく基本が学校だと思うのです。

そうすると、集団としてある程度の数がいないと基本的なものを学ぶチャンスを減らしてしまうということを考えていくと、1学級の望ましい規模は20人以上になるのではないかと、そして、学校の規模になると、各学年が複数の学級が必要だろうと私は考えているのです。

委 員 今、委員がおっしゃられたように、私も大体20人12学級が標準というか適正規模だろうと思います。もっと言えば、小学校で言うと1学年2学級というのは学年に担任が2人つくわけですが、そうするとベテランと若手になるんですよ。これは校長の立場からすると、両方とも若手にするというのもなかなか難しいし、両方ともベテランにするというのも難しい。そうすると、どちらかというと順位がついてしまう。上下関係がついてしまう。

それで、例えば保護者の中でも若い方がいいとかなんとか、こういうことになる。3学級あると、「3人旅はいい」という話もありますけれども、話し合いをするにしてもいいので、そういう面では理想的な形としては18学級というのが一番適正な大きさなのではないかなと感じています。

ただし、今はもう18学級ある学校なんかは、東京の中でほとんどはない。18学級あったら大規模校だと言われるような感じです。したがって、学級編制替えが

できるという点で12学級ぐらいが適正であろうけれども、12から18というところを標準という言い方をしていると思うのです。

私自身としては、でき得れば18学級を小学校では期待したいし、中学校でも3学年で9学級というのが、先程の教員の配置の問題から考えても望ましい形だろうと思うのです。

この議論の中で、私がそういう話をするときに、ガラガラポンということはできないと思うけれども、例えば板橋区の将来像をずっと考えていって、そして、大体この地区にはどのぐらいという将来予測がつかますね。私は他区だから、そんな勝手なことが言えるのかもしれないのですが、そうすると、この地域には最低中学校1校と小学校2校ができれば欲しいという、センターだとか町会だとか色々なことがあるだろうと思うのですけれども、将来、子どもの数というのはそんなに急激に増えることもなければ、そんなに減ることもない。

そうすると、板橋区としては、適正規模を小学校は12学級、中学校は9学級と考えて、何校の学校がどういうふうな割合で配置をされればいいのかというシミュレーションみたいなものをした上で、それだけでは議論がそう簡単にはいかないと思うものですから、その辺のところのことをやりながら、では適正規模・適正学級というのはどうだろうかと入り込んでいかないと、いつまでたっても、恐らく、人数だけ、ああでもないこうでもないということに終始してしまう。

理想はここにあるというところを1回は示しておく必要があるのかなと。もう既にそういう資料ができているのかもしれませんが、今までの色々ななかかわりがあって、統合するにしても何にしても、色々な問題が簡単にいかないだろうと思うのです。

1回、理想の形はどうかと。うちの板橋区で大体小学校は何校が適正の数で、中学校は何校ということを、まず置いた上で検討するというのも1つの方法かなという感じがします。

実際には、なかなか難しいとは思いますが、適正規模・適正配置からすれば、その辺のことも同時並行で、適正配置の問題については、ある程度数を出してもいいのかなという感じはいたします。

以上です。

委員 私は小学校でございますけれども、もう1回、適正規模というところに戻しますと、常盤台小学校でしたから大体どのクラスにもマックスに近い35人はいるわけです。先生方は、35人いようと、それ以上いようと非常に頑張ってくれておりましたけれども、そういうベテランの指導力のある教員が「25人ぐらいだったら、もう少しきめ細かく手が届くんだけどな」という話はしておりました。

そうしますと、今まで色々出ておりますが、20人から30人といったところが適正規模、子どもに望ましい教育環境を用意してあげられる範囲と捉えてもいいのかなという気がいたします。

それと、あるときは19学級ありました。それは、なぜ19か。1学年だけ4学級だったんです。それは学校選択制が始まる前の年に一挙に入ってきたわけです。

選択制が始まって3学級と上限を押さえられましたから、19学級を越えることにはならなかったわけですが。

ただ、スペース的には厳しかったと思います。校内での軽い子どもの接触事故が非常に多くて、保健室に来る子どもが多いといったことで、私は養護教諭に統計をとらせまして、けがの治療に保健室に来る子が年間何人いるのだろうということを逐年で記録をとらせました。今年度はその1割減を目指そうとか、そういう経営目標を立てて先生方と頑張ったこともあります。

そういうことも色々と考えまして、長年、小学校に携わっておられた先生方のお話がありましたけれども、そういった先生方が経験則で捉えた数というのは、確かなものではないかなという実感を持っております。

会長 ありがとうございます。今、3人の方にお話を伺いました。小学校の場合で1クラスが20人から30人ぐらいというお話ではなかったかと思います。

それから小学校の学校規模で12学級から18学級ぐらいの話が出てきております。子どもたちに望ましい教育環境を提供できる条件として、具体的な数が出てきたと私は思っております。

そこで、色々ご意見が今あろうかと思えますけれども、小学校の規模として、今申し上げたような1学級が20人から30人ぐらい、それから学校の規模としては12学級から18学級ぐらいが望ましい規模ではないかということで、これを仮置きしておきたいのですけれども、そういう形で数字をまず設定して、それからまた色々ご意見があったら出していただきたいと思うのですが。この辺のところは共通理解してよろしゅうございましょうか。これは絶対ではないので、後でまた問題が出てきたら、その都度直していきたいと思えます。

では、現時点においての確認事項として、小学校の適正規模は1学級については児童数が20人から30人、それから学校の規模につきましては12学級から18学級で、現時点で、この審議会では決めておいて、話を先にまた進めていきたいと考えます。

委員 1点だけ。申しわけないですけれども。「望ましい学級の規模が20人から30人」というのは非常に望ましいと思うのですけれども、この数字は「望ましい環境を目指す」という目標値になるわけですか。

となると、今、東京都は小1、中1では39となりましたけれども、あくまでも国の基準としては40名で、板橋としては学校選択制の受け入れ可能数を1学級あたり35人と言っているわけですね。そうすると、35でやっている基準が望ましくないと判断されるのではないかなと思うのですが。

個人的には20人から30人というのは非常に適正な環境であるのかなと思うのですけれども。その辺の、この数字と実際の法律で定められた基準というものの整合性というか、そのあたりはどういうふうに認識をすればいいのか確認しておきたいのですけれども。

委員 確かに、そういう問題が出てくると思うのですが、例えば35とカッチリと線を決めたときに、36になったときに18、18。そうすると、20人を適正規模とするよりも少なくなってしまうのです。

だから、何人で線引きするかという形をとるよりも、ある程度、弾力的にしておいて、だからといって、では20から30、では31のときにどうするかと厳密に考えれば「31もしょうがないね。半分にしたら16、15になってしまうから」。その辺のところは非常に矛盾をはらんだ問題だと思うのですが、そういうことを承知した上で、20から30という線に了解をしておくことは、今の段階では、私は、ある程度大人の判断らしいなという感じがするんですけども。

会長 それでは先へ進んでいいですか。

今、小学校の話が出たのですが、中学校についても同様に考えていただけたらと思います。中学校の場合は教科担当、担任制の問題もありまして、小学校とは若干違いがありますけれども、この辺のところで、先程お話があった委員の中からは、中学校の場合は1学年3クラスとなると大分職員の負担も変わってまいります。3クラス×3学年で9が学校規模としてはいいのではないかという話も出たかと思っております。あと、私が聞き落としたのか、人数については出てなかったように思うのですが。

委員 聞きたいのですが、資料4の中学校の場合の学級数3というのは、各学年で1あれば3学級で教諭が9人ということでしょうか。そういう見方でいいですか。

新しい学校づくり担当課長 結構です。これは学校全体での学級数ということになります。

委員 先程いただいた各区の資料で中学校を見ていたんですが、板橋区の場合は1校当たりの学級数が比率で言うと平均11.84。1学級当たりの生徒が34.5。板橋区の場合は12学級の35名が必要だということですよ。今が23校で、これからはやっていくということを考えた場合。そういう理解でいいんですか、この表の見方は。

次長 この資料は、あくまでも板橋区の現状において、学校数23の中で児童数を割ったものですから、23校が必要で云々ということではなくて、今の平均値が、1校当たり11.8学級と見ていただくだけの数値となります。

委員 単純に各学校をこの中で考えると、一番いい数字を出したときに、最低このラインより下回ったら学校が足りなくなるということですよ。今は、多い少ないはもちろんあるんでしょう。それを平均したとして、中学校の場合、もし23校が全く同じ条件に当てはまるようにできたとしたら、恐らく、1学年4クラスが最低必要になるという計算ですよ。それを1学年3クラスに当てはめるとすると、恐らく、1学級当たりの生徒数は40人を超えることになるんですよ。考え方が違っ

ているかな。

次 長 23校全校を1学年3クラスに当てはめると1学級当たりの生徒数は40人を超えることになると思います。

委 員 教室の問題が中学校の場合は小学校よりも多分出てくるでしょうから、板橋区の中学校の施設としては、例えば1校当たり1学年4学級でも、全ての学校が対応できる感じですか、現状は。

新しい学校づくり担当課長 規模としては、大丈夫ではないかと言われています。

委 員 話を戻すようで申しわけないんですが、13年答申でも、この12学級、18学級というのは当然適正な学級規模として載っていて、議論されておるわけです。適正の学級の人数を決める意味がどこにあるのかということが、僕自身は1つ疑問に思っているんです。20人から30人に決めて何の意味があるんですか。

現実には、今、都が40人学級でやっているにもかかわらず、板橋区がそれを審議会で決めてどういう意味がありますかと。

そういう意味では、前回の13年答申と同じように、そこの1クラス何人学級が適正規模ということを板橋区で言うのであれば、これは財源としても、例えばそういう理想に近いような学校をやっていくためには単独でこれからやっていくというなら別ですが、とりあえず今は教育事務というのは東京都ですから、そういった意味では、最低これを割らない人数と決めるならいいんですが、20から30と決めて、そこに何の意味があるのかなというのが1つあります。

ですから、僕は13年答申をそのまま。このときも恐らく教育関係の方々の大きな声が入っているはずです。

今日は、京都の統廃合の資料をもらったので、時間があればご紹介させてもらいたかったですけれども、色んなやり方をやっておりますけれども、この適正規模とかに関しては大体全部同じですよ。教員の方、経験者の方が言われている規模とかいうものについては、だから、そこら辺のところで余り議論するよりは学級規模はもうここら辺で、皆さんが今言っているようなところで落ちつかせて、この次の話を進めていかなくてはいけないと思うのです。

その上で小規模校が問題になっているわけですが、小規模校では何が悪いのですか。その辺の教育上の観点からいくと、さっき委員が言われていたような、要するに、序列が固定化されたり、あるいは総合的な教育上の発達が見られなかったりとか、色んな観点があるはずですよ。

だから、そこら辺のところを、今回の審議会というのは、その辺の意味が一番中心だと思うのです。基本的には、適正配置・適正規模を決めた上で、その下限を、要するに小規模校の発生が出た段階で、結果的には適正配置をする。適正配置というのはどういうことかということ、統合しますということですよ。そこに書かれているわけです。ところが、現実的にはできなかったというのは、どういう理由から

できなかったのか。

僕が前に言わせてもらいましたが、京都においても、板橋においても、平成56年をピークに子どもの数は半減しているわけです。そういったところの小規模は何が問題になっているのかをここで議論すると同時に、保護者の方たち、あるいは地域の方たちで議論してもらわないといけないと思うのです。私たちだけが上から決めて、「これが適正です」と落としたら、それは反発が来ると僕は思っているんです。

ですから、そういった落としどころで上手くやったのが京都だと僕は思っているんです。各学校に検討委員会とかを出したり、審議会ではこういうふうな答申が出ているけれども、そういった問題を皆さんに考えていただくというようなことを進めていくべきではないかなと思ったので。

人数を決めるのはどうなのかということについて提言させてもらいましたが、僕はそう思っておりますけれども。

委員 京都の話が出たので。実は、私もその資料を取り寄せまして。これは、実は20年前の京都の資料です。京都というのは面白くて「廃校」と言わないんです、「統合」と。「廃校」という言い方は一切していないんです。

20年前にこういう資料を、いわゆる小規模校地域に保護者も含めて全部配ったんです。感情的な問題と、数値的な問題がまとまっていて、非常に中身は濃いものです。

ある程度、審議会方式で枠を決めませんと進まないのは分かるんですが、最終的な決定権みたいなものを地域に委託しないと絶対反対運動が起きますしね。

京都は政令市ですし、権限が違いますので同じことはできないと思うのですが、方向性として。ここは20年かかっているんです。この資料をつくったのは10年前です。最近の資料を取り寄せたら、まさに今つくっているんです。時間をかけてドラスティックにやっているんです。小学校を5校ぐらい統合していますから。

京都市では一貫校方式も一緒にやっているんです。一貫校で、今後、全て校舎をつくり変える一貫校ではなくて、板橋と一緒に3つの学区域方式と隣接区域方式と一貫方式、これは京都も一緒です。一貫校という理想がありますから、廃校という意識がないんです。

これから審議になると思うのですが、私からぜひお願いしたいのは、最終的な決定権を地域がらみでやっていくことを考えると、審議会で論議して、数はある程度決めた方がいいと思っています。

繰り返しになりますが京都は、20年前、昭和63年に、児童数150人未満が15校あったんです。この地域で、検討委員会を設置しているんです。地域で設置した後、それとともに京都の教育委員会で、あと審議会を同時進行でやっているんです。一貫校の問題と跡地利用も同時にやっているんです。

ぜひお願いしたいのは、保護者の方、PTAの方も含め、学校責任者も含めて、問題は同じ土俵で悩みませんと。地域は地域問題として一緒に悩みましょうと。ですから、そういう風潮まで持って行って、地元で審議する時間を十分持ってという

方式をぜひ取り入れていただきたい。話が脱線してすみません。

会 長 貴重なご意見だと思います。そういう意味でも、先程、この委員会の審議会も拙速ではなくてというお話もあったのではないかと私は理解をいたしております。

それで、話がまた戻りますが、私といたしましては、まず仮置きした望ましいといいいましょく理想的な規模等を、ある学級の規模・学校の規模をとりあえず決めておく。

そのときに、例えば「下限」という言葉が前回問題になったんですが、そこに満たないようなところはどうするんだという各論は、この次にまた進めていただきたいなと思っていたんです。

それから、さらに先の話になりますが、今、委員がおっしゃったように、学校というのは、教育の観点から進めたときに、まず学校の規模・学級の規模も、まず優先されるべきは教育の環境、児童や生徒のことです。それがまず最初であろうと。そこで話を進める中で、数の問題等が出てきましたけれども。それを進めると同時に、今度はその次のステップとして、学校というのは地域に開かれていなければいけないし、地域のサポートがなくては学校は上手く機能しないわけです。

そういった点で、では、この学校の教育の論理で決め上げた、構築した1つの仮設を今度は地域に落としたときに、そこで上手く機能するのかないのか、どこに問題があるのかないのか。では、それはどう解決していったらいいのか、そういうステップでやっていったらどうかと私自身は考えていたんです。

数については、とりあえず、まず仮置きをしておいてやっていきましょう。

そして、次のステップとして、従前から問題になっているような、この数に満たないところ等についてはどうでしょうか。問題があるのかないのか。それも、ただ数が満たないから、スパッと、「廃校」という言葉は良くないということがありましたが、どこかに統合するとしても、それはそれでいいのかどうか。その地域によっても違うと思うのです。

置かれた地域、A地区、B地区、C地区によっては、それがどうしても必要かもしれないんです。だから、その辺のところは、ただ単にバサバサと機械的に切るのではなくて、そのときの各論として、各地域ごとにそこで検討しなければいけない。当然、そのときに地域住民の方に入っていただくこともあり得るのではなかろうかと思います。そのところの展望については、また皆さん方からご意見をいただきたいと思っているのです。

そんなことで、今日の私の考えとしては、そういった、まずは仮置きの数について進めさせていただきたいということでございまして、先ほどの委員の地域が参加した検討会の設置のお話なども、私も同様の考え方を持っておりまして、各委員の皆様方の賛同を得れば、将来的にまたそういう形で進めていきたいと思っております。

そんなことで、話を引き取って申しわけないんですけれども、中学校の望ましい数値をどのように考えたらよろしいでしょうか。

委員 小学校よりも、中学校の方は人数的には多いんです。ただ、余り出ていないんですが、結局、不登校の問題だとかいじめの問題が小学校に比べて中学校がダントツに多いものですから、その数との関係で、中学校の学級規模を少なくする必要があるのではないだろうか。

あと、もう1つ、これはまた全然違う話ですが、教科担任制というところから、学級担任のように小まめに見る、手厚く見るというか、きめ細かに見るという部分で、中学の方は、もう少ししっかりやる必要があるのではないかというところがあります。しかし、教員の力量にもよるので、はっきりとは言えないのですが、大体30人から35人ぐらいのところ、中学では、むしろ活気があっていいのではないかと。これは感覚的な感じですけども。

会長 私も、個人的には、全国の各学校、教室を訪問させていただきますと、最近感じているのは、10年前、もっと前に比べると、教室の児童数・生徒数がガラガラでして、おっしゃるとおり、ある意味では活気がないんです。

そんなこともあって、一人一人の個別指導等はできるのかもしれないが、先程委員がおっしゃったように、学校というのは一方では集団活動、集団生活のところですよ。

そうしたときに、自分の集団の中での位置づけとか、集団の一員としてのあり方だとか行動の規範だとか、そういうことを色んな意味で学ぶのです。そういう点で、余りガラガラの、1クラス10人いるかいらないとか、あるいはインフルエンザがはやっているときにも本当にいないんです。こんなので何ができるかなと疑問を感じることもございます。

そういう点で、私の経験則で言わせていただければ、今たまたまおっしゃったんですが30から35ぐらいかなといつも思っているのですが。ということは、実際は今で言う、国の規範・規則で決まっている40人、あれが実際はどの学校に行きましても実態は30人とか、少ないクラスは20人です。40人学級というのは実態は20もあるわけです。マックス40もありますけれども、20ぐらいとかそんなところが多いんです。21かそのぐらいです。

ですから、私としては、今小学校が20から30ですと、中学校の場合は教科のこと、それから子どもたちの成長・発達、それから男女の違いとか、そういうことも踏まえますと、若干の数がないと指導について難しいかなという意味で、1クラス30から35ぐらいを1つの目途として考えておきたいと思うのですが。

そして、あと学校の規模ですが、先程の委員さんの中では1学年3クラスで9という言葉がありました。

委員 事務局にお尋ねしたいんですけども、中学に入ると、女性、男性で教科、特に体育だとか家庭だとか分離しますよね。

委員 体育だけです。

委員 体育だけですか。分離するときに、男女比ですけれども、今はどういうふうになっていますか。資料は出ますでしょうか。余りにも極端にバランスが悪いというのはいかがなものか。

会長 そうですね。委員がおっしゃっているように数のアンバランス。それから、あと規模が少ないと男女で別に体育をやったときにも本当に少なくなってしまうて、これで教育的効果があるのかなのかということがよく話題になる例も聞いております。その辺のところでは9クラスぐらいですか。1学年3クラスぐらいでしょうか。

委員 そうですね。中学の場合は、教員の配置基準というのが大きいのではないかと。例えば10学級ありますと、国語、社会、数学、理科、これが複数で配置されるわけです。学校全体で10学級。そうすると学年で3から4くらいになりますか、大体3学級から4学級ぐらいです。

10学級ありますと、複数の教員がそれぞれの教科について配置されることから、そういう要素が中学校では大きいと思います。教員同士が同じ教科で切磋琢磨し合うこともありますし、選択教科が導入されているということですね。色々な教科を課題別に深く勉強する学習も重視されている中で、1つの教科に複数の教員が配置されていることは中学の教育にとって大事なことはないか。

そうすると10学級は必要だということになりますから、9学級以上あたりが1つの子どもの成長にとって望ましい教育環境ができやすいと言えるのかなという気はしますけれども。

会長 1学年3クラスぐらいが大体いいということですね。

よく聞くのは、中学校の場合は4クラスが非常にやりやすいということです。学校行事、遠足とか修学旅行とか行くのにバスの配置とか色々なことをやると、比較的まとまりがあってやりやすいという話を聞いているのですが。

次長 皆さんにお渡ししました教職員の配置表を見ていただくと分かるのですが、教員の数が、10学級で15人、12学級になると18人ぐらいになるんです。

中学校は部活動を考えると、ある意味でそのぐらい先生の数が必要であるといえます。

それから奇数、偶数でいきますと、例えば体育などを2クラスずつ分ける形が非常にとりやすいというのは聞いております。

とりわけ中学校は、教員の数が多ければ部活を面倒見られる数が多いので、余り少ないものより、理想的に言えばの話ですから、例えば3学年で4学級の12クラスから15クラス、そのぐらいのレベルであれば学校全体としては楽だという話は聞いております。余り多いとまた大変だと。

会長 具体的に上がったのは、1学年4クラスが一番やりやすいということで、4クラスから5クラス。この辺ではないかという話ですけれども。

これは、皆さんの経験則や、ほかの区の例も参考にしたり、あるいは教職員の配置の問題、教科担当の配置の問題等を総合的に勘案すると、今のような数がいいのではないかと考えています。

教育の観点で言うと1クラス30から35。では、学校規模としては、学年で4クラスから5クラスと。それでやっていってよろしいでしょうか。では、とりあえず仮置きという形で進めさせていただきます。これを進めていく中でまた問題があったときは、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、前のときに下限の問題等でなかなか一致ができなくて、これは答申の中で下限イコール廃校するという事ではないと入れたらどうかということも、この前回の記録に、皆さんのご意見をいただいたのが出ております。

このことについて問題、課題等があったら、あと10分ぐらい時間がありますので、ご意見をいただきたいと思います。その後の審議の進め方については、また事務局と相談して考えていきたいと思います。

委員 今後の進め方に少し触れるかもしれませんが、先程の学校選択制の中間のまとめによって、今までは選択制ですから、どこから生徒が来るか分からないところを隣接にすることなので、ある程度、地域は、先程小学校で97%程度が隣接の中に収まるということなので。そうであれば、先程、今置いた仮置きの数字を基に、今度は、先程出た町会をなるべく割らないでということも踏まえて、今度は、例えば板橋は18地域センターを1つのブロックとして、その中に学校が何校必要なのかの目安として、その数字を使うというのは1つの方法ではないかなと思います。

会長 ありがとうございます。先程、他の委員からのお話もあったのですが、教育の論理としてあるけれども、また地域ということも考えなければいけないというお話もございました。

地域センターが本区は18でした。適正規模についてある程度当てはめて、次のステップとして、それが、その地域の事情等を踏まえて、適切なかどうか、課題はないのか、改めて地域性を考慮する、その辺のところを、皆で共通理解をしておいて作業を進めていくといいのではないかなと思うのです。

その際に、お話があったような地域の声を聞くことも1つの選択肢としてあり得るのではなかろうか。それから、また18全部を1つ1つ全部やるのではなくても、課題はないところもあるかなと思いますから、課題がある、問題点が見えるというところについては、そこに特化して、そこでの独自の、京都方式ではないけれども検討をしていく。それで適正配置をどうするか考えていく。そんな方向性でいくといいかなと思うのですが。

委員 今の話の続きになるんですが、13年答申は下限になってから適正配置の検討を始めるというもので、結局できませんという色んな条件が出てくることになりないうと思うのです。

だから、今度は、今言った地域センターという1つのブロックを考慮した上で、

こちらの方からやるのか、その地域に任せるのかは別にして、とりあえず1回つくってみる。今まで中学校は2校、小学校は4校あった地域に、中学校は1校で済むのか、小学校は3校で済むのか。1回つくったら、つくった内容で今度は向こう10年間やってみる。

次の方法は10年後にまた考えるというやり方でやると、その地域も、あるいは通わせる保護者の方も、10年というのは比較的、小学校は6年中学校は3年ですから一回りする期間ですので、そのぐらいでやってあげると、例えばその期間中に小規模になる学校もあるでしょう、でも、それでもなくなるという前提は非常に大きな強みだと思うのです。

会 長 ありがとうございます。これは前の会のときも、猶予期間といいましょうか、モラトリアムとか。5年という方もあったし、10年という方のご意見が出たわけです。そんなことで考えてみるのもいいのではないかということも記録に残っておったかと思います。

そんなことで、これからの進め方として、今の小学校の適正学級の規模それから学校の規模、中学校の学級・学校の適正規模の数値については仮置きしておいて、その後、地域性を考慮する、考えることも忘れてはいけないと思っています。

学校は地域の支援を受けて、よりよい教育活動が展開されるというのは今の常識でございますので、そんな意味で適正配置をどうするかについては、ここでまず数値等を示した中から、地域との関係をよく見ながら、問題点等があるかどうか。色々あるところについては、皆さん方委員のご指摘を受けながら、その地域等については、また改めて関係する地域の方々の声を聞くような、あるいは意見を聞くような場を設置するとか、その辺はまた先の問題ですけれども、検討するという方向性、これだけを押さえておけばいいかなと思うのです。

委 員 この間、小学校の入学式に出席しました。13名でした。笑い話になっていたんだけど、来賓が倍来たんです。来賓が15人。これを見ましたら、私は、正直なところ、かわいそうだと思います。

ここのお子さんに聞いたら兄弟も余りいないというので、もし、このまま6年間13人で過ごして、本当に教育ができるのかなと私は個人的には思いました。

ですから変な話、そのまま中学校に行って、もし不登校とかが起きたら、これは行政とか議員の責任は大きいと思いました。つまり小規模校の弊害ですね。

ですから、審議会でも、小規模校の弊害みたいなものも一緒に述べていかないと。京都のパンフレットの中でいいのは、これを見て保護者が理解できることだと思います。

本当に、ますます今の社会はコミュニケーション能力とかが問われる時代ですから、小学校6年間13名で、それぞれ個人的な適正がありますから一概には言えませんが、どう見ても弊害の方が大きいのではないかという思いがしました。

小規模がいいという意見もあると思うので、その辺のところは、現場の先生にぜひお願いしたいのは、議員が言いますと、どうしても財政的なところで言われてし

もう可能性があるんで、つらいところです。これは感情的な面と、ですから、いわゆるお子さまの成長過程の問題点をきちんと述べていけば、地域の保護者の方も分かってくれると思うのです。

ですから、それと同時進行で、ぜひやっていかなければならないということを感じましたので、よろしくお願いいたします。

会 長 この適正規模については、今おっしゃるとおりだと思うのです。何度も出てきますが、教育の観点から見たときにどうだということです。そんなことで、小規模についての問題、課題、逆に今度は大規模にもまた問題があるんですけれども、そのことも合わせて、我々としても検討していく必要があるかなと思っております。

これは我々もそうですけれども、事務局も含めてまた大きな宿題が出てくるので、余り拡散していてもお手挙げになってしまいますが、徐々にやっていきたいと思っていますが、まずは適正規模のことから入って行って、小規模の学校の問題、課題等も、これから横にらみしながら問題点を整理していかなければいけないだろうなと思います。それが、また適正規模に答えることにもつながるかなと思っておりますので、これから先、もう少し論議をしていきたいと思います。

それでは、また今日、色々と司会がまずくて、あちらこちらに話が飛んでしまったり、まとめることができませんでしたが、小委員会にまた論点を整理していただくので、お任せしてしまいますけれどもお許しいただいて、後でまたまとめて意見を出していただけたらと思います。

それから、今日も、次回のための資料等、もし「こんな資料はないか」ということがありましたらと思います。今、京都の話が出ましたけれども、もしあれば。

委 員 規模を考えながら、同時に配置も私たちは考えているわけですね。現状の配置が、地域とのつながりがどのようになっているかという地域センターの境目というのがあるわけですね。その境目と学校の配置がどうなっているかという現状を知りたいのです。

地図の上にそれを描きたいなと思っているんですが、そういう資料を用意していただくことは可能でしょうか。

新しい学校づくり担当課長 イメージとしましては、こちらの地図に各地域センターの区割りの線を引くというイメージでいいですか。

委 員 そういうふうに私は考えているんですが。

新しい学校づくり担当課長 承知しました。

会 長 では、次回のこと等について事務局からお願いをしたいと思います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、次回の日程につきまして、ご案内させていただきます。

今度は少し間があきます。次回の予定ですけれども、7月23日金曜日、午後3時から。会場につきましては、本日と同じこの第2委員会室で開催させていただく予定でございます。

なお、審議会に先立ちまして、小委員会を6月11日金曜日に開催させていただきたいと思います。委員の方につきましては、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本日は長い間ご議論いただきまして誠にありがとうございました。
お開きにいたします。ありがとうございます。

午後 4時54分 閉会